

平成 25 年度中小企業・小規模事業者関係

予算案・財政投融资計画案の概要

平成 25 年 1 月 中小企業庁

I. 中小企業対策費の予算案及び財政投融资計画案

1. 中小企業対策費の予算案

	25 年度予算案 ^(注1)	24 年度予算額 [*] ^(注2) (復旧・復興経費除く)	対前年比
政府全体	1,811 億円	1,802 億円	+9 億円
うち 経済産業省分	1,071 億円	1,060 億円	+11 億円

(注 1) 政府全体の中小企業対策費は、経済産業省の他、財務省及び厚生労働省が計上。平成 25 年度予算案における復旧・復興経費を含む中小企業関係予算は、政府全体が 2,963 億円 (24 年度 : 3,356 億円)、経済産業省関連分は 1,947 億円 (24 年度 : 2,048 億円)。

(注 2) このほか、緊急経済対策 (平成 25 年 1 月 15 日 (火) 閣議決定) に基づく平成 24 年度補正予算案として、中小企業・小規模事業者関係 5,434 億円を計上。

2. 財政投融资計画案 (貸付規模)

中小企業者・小規模事業者向け業務

	25 年度計画案	24 年度当初計画	23 年度実績
政策公庫 (中小部分)	2 兆 7,751 億円 ^(注3)	2 兆 7,751 億円	2 兆 1,375 億円
政策公庫 (国民部分)	2 兆 8,160 億円 ^(注4)	2 兆 9,660 億円	2 兆 2,811 億円
(うちマル経)	2,160 億円	2,160 億円	1,543 億円

(注 3) 予想しがたい経済事業の変動その他やむを得ない事情により、計画額に不足が生じる見込みが明らかになった場合には、財投からの借入及び債券限度額について 5 割を限度に増額することができる (弾力条項) ため、最大 3 兆 7,252 億円の事業規模を確保することが可能。

(注 4) 国民部分は普通貸付ベース、上記弾力条項に基づき、仮に弾力性の効果を全て普通貸付に振り向ければ、最大 4 兆 410 億円の事業規模を確保することが可能。

Ⅱ. 重点項目

- 中小企業・小規模事業者は、日本経済の成長と地域経済を支える重要な存在。
- 中小企業・小規模事業者の活力を引き出すため、小規模事業者に着目した施策の拡充、ものづくりや海外展開への新たな挑戦、地域商業の機能強化、中小企業・小規模事業者の事業再生の支援などの取組を推進する。

各政策に付された記号が示す内容は以下のとおり。

○：予算関連 ●：財政投融资関連

以下、金額は平成25年度予算案。（）内は平成24年度当初予算額。

1. 中小企業・小規模事業者の支援

(1) 小規模事業者等の支援

○小規模事業者活性化補助金 30.0 億円（新規）

認定支援機関^(注5)たる金融機関等と連携して、約1,400の小規模事業者において、女性や若者をはじめとした意欲ある経営者や従業員が行う新商品・新サービスの開発、販路開拓の取組を支援する（補助率2/3）。

（注5）経営力強化支援法に基づき、経営革新等支援機関として、認定を受けた者。平成25年1月時点で、税理士、弁護士、公認会計士、地域金融機関など約3800機関。

○中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業 48.0 億円（新規）

100万社以上の中小企業・小規模事業者と1万以上の支援者をつなぐ、ITを活用した支援ポータルを運営するとともに、約15万社の中小企業・小規模事業者に対して、新しいビジネスプランの提案、知的財産管理等の支援を行う専門家を派遣する。

○下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業 7.0 億円（新規）

大企業依存脱するために、小規模事業者等のグループが行う自立的な活動を25件程度補助するとともに、取引先の大企業の生産拠点の閉鎖に直面する下請小規模事業者等が行う新分野の需要開拓活動等を40件程度補助する（補助率2/3）。

○ものづくり小規模事業者等人材育成事業 3.5 億円（新規）

優れた技術・技能を有する者を支援者として活用し、約1,800の小規模事業者等の中核人材の指導力を向上させることにより、技術・技能の継承を支援する。

○小規模事業者対策推進事業 18.7 億円（21.9 億円）

商工会・商工会議所を通じた小規模事業者支援を推進するため、全国商工会連合会・日本商工会議所が行う、全国2,000カ所以上の商工会・商工会議所に対する指導事業等を支援する。

○●小規模事業者経営改善資金融資補給金

36.0 億円 (36.0 億円)、財投の内数

商工会・商工会議所の経営指導を受けている小規模事業者に対し、2,000 億円以上の事業規模で、日本政策金融公庫が経営改善のための資金を無担保・無保証・低利で貸し付ける（低利融資のための利子補給金）。

(参考：平成 24 年度補正予算 (※) 事業)

※平成 25 年 1 月 15 日 (火) 閣議決定

◎地域需要創造型等起業・創業促進補助金 200.0 億円

地域のニーズに応える新商品・新サービスを提供する女性の起業・創業に対して、その創業事業費等の一部を補助する。また、若者の起業・創業に対しても支援を行う。(それぞれ認定支援機関^(注5)たる金融機関等と連携し、約 8 千件の起業・創業に対して、総合的な支援を講ずる。)

◎中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業 14.8 億円

100 万社以上の中小企業・小規模事業者と 1 万以上の支援者をつなぐ、IT を活用した支援ポータルを構築する。

(2) ものづくりや海外展開等への新たな挑戦の支援

○ものづくり中小企業連携支援事業 118.7 億円 (新規)

中小企業・小規模事業者、地域の大学等の研究機関等が連携して行う、特定ものづくり基盤技術（鋳造、鍛造、切削加工、めっき等）の高度化に資する研究開発（委託：400 件程度、4,500 万円程度）を支援する。また、優れた技術の事業化に向けた実証研究、技術流出防止対策等を目指して行う試作開発・販路開拓を補助する。

○ものづくり小規模事業者等人材育成事業 (再掲) 3.5 億円 (新規)

○中小企業海外展開総合支援事業 31.5 億円 (新規)

ジェトロ及び中小機構が連携し、中小企業・小規模事業者に対して、海外市場等に関する情報提供、販路開拓、海外展開計画の実現可能性調査等を支援する。また、世界に通用するブランド力の確立を目指す複数の中小企業・小規模事業者等の連携活動に対して新商品開発等の支援を行う。

○中小企業海外高度人材育成確保支援事業 0.6 億円 (新規)

中小企業・小規模事業者の優秀な現地人材の確保のため、海外の大学・高専等との連携による日本企業文化講座の開設やインターンシップ等を委託する。

○新事業活動・農商工連携等促進支援事業 18.6 億円 (新規)

中小企業新事業活動促進法、農商工連携等促進法等に基づき、中小企業・小規模事業者による先進的かつモデル性の高い新商品・新サービスの開発・販路開拓（500 件程度、補助率 2/3）を補助する。

○農業成長産業化実証事業 **6.8 億円（新規）**

地域に散在する工業技術、商業ネットワーク等を活用し、先端技術を活用したシステム（植物工場等）の実証、効率的な加工・流通等を行う国内外の枠組み等の構築、統一ブランドの構築等の取組を数プロジェクト補助する。

○クールジャパンの芽の発掘・連携促進事業 **10.0 億円（新規）**

クールジャパンの芽となる中小企業等が有する魅力（地域産品、食、アニメ、ものづくり、観光等）をプロデューサー人材等が発掘し、海外事業展開・日本における消費の増大につなげるため、数十箇所程度の事業を行う支援ネットワーク整備を委託する。

（参考：平成 24 年度補正予算（※）事業）

※平成 25 年 1 月 15 日（火）閣議決定

◎ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金 **1,007 億円**

約 1 万社のものづくり中小企業・小規模事業者（町工場）が実施する試作開発や設備投資等（1,000 万円程度、補助率 2/3）を補助する。（認定支援機関^{（注 5）}等と連携し、総合的な支援を講ずる。）

◎中小企業・小規模事業者人材対策事業 **281.8 億円**

中小企業・小規模事業者における優秀な人材を確保するため、育児等で一度退職し再就職を希望する女性等約 5,000 人に対して、中小企業・小規模事業者が行う職場実習を支援する。また、新卒者等約 2 万人の職場実習も支援する。更に、大学等での中小企業・小規模事業者の魅力発信から、学生と中小企業・小規模事業者とのマッチング、新卒者の採用・定着までを一貫して支援する。

◎中小企業・小規模事業者海外展開事業化・研修支援事業 **20.0 億円**

海外展開計画の実現可能性調査（F/S 調査）、官民の現地支援機関が連携した現地支援プラットフォームの構築等により、中小企業・小規模事業者の海外事業展開実現までの一貫した支援を行う。また、中小サービス業等の海外展開を支える現地従業員を育成するために日本で行う研修等について約 200 社を対象として支援を行う。

◎地域力活用市場獲得等支援事業 **200.1 億円**

中小企業・小規模事業者が行う新商品開発、内外販路開拓、海外共同現地進出、統合財務管理ソフトの開発・導入等を支援することにより、中小企業・小規模事業者の販売力強化、財務管理能力の向上を図る。

(3) 地域商業の機能強化による地域経済の活性化

○地域中小商業支援事業 38.7 億円（新規）

地域住民のニーズを踏まえた施設の整備、店舗の集約化等など、商店街等による地域コミュニティ機能再生に向けた取組を補助するとともに、空き店舗活用事業や地域資源を活用した集客事業等の商店街活性化にむけた取組を補助する。

○中心市街地魅力発掘・創造支援事業 10.0 億円（新規）

中心市街地において、まちづくり会社等が行う①まちの魅力を高めるための知恵の掘り起こしや人材の確保・育成、②まちの魅力を発信する試みで、リスクが高く民間では実施が難しい実証的な取組を支援する。

（参考：平成 24 年度補正予算（※）事業）

※平成 25 年 1 月 15 日（火）閣議決定

◎商店街まちづくり事業（補助） 200.0 億円

商店街振興組合等が、地域の行政機関等からの要請等に基づいて、地域住民の安心・安全な生活環境を守るための施設・設備の整備（防犯カメラの設置、街路灯の整備、高齢者の生活のための女性や若手の創業等による空き店舗活用）等を行う場合に補助する（2,000 件程度）。

◎地域商店街活性化事業（補助） 100.0 億円

地域の中小小売商業者が行う集客力向上の取組や消費喚起イベント等を支援する（2,500 件程度）。

◎地域自立型買い物弱者対策支援事業費（補助） 10.0 億円

共同宅配や移動販売等の事業に対し補助を行い、買い物に不便を感じる高齢者等のいわゆる「買い物弱者」に対し、円滑な商品購入機会を確保する。

◎中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金 15.0 億円

中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた市町村において、まちづくり会社等が実施する取組を支援する。具体的には、①まちの魅力を高めるための事業化調査、②先導的・実証的な取組、③専門人材の派遣に対し、前倒しで重点的支援を行う。

(4) 中小企業・小規模事業者の事業再生

- 認定支援機関等研修事業 1.2 億円（新規）
認定支援機関^(注5)に対し、事業再生・経営改善計画策定の能力強化のための研修を実施するとともに、今後経営支援の担い手として期待される若手専門家に対する実践的な研修を実施する。

- 中小企業再生支援協議会事業 43.4 億円（47.0 億円）
収益性のある事業を有しているが財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者の再生を支援するため、中小企業再生支援協議会の常駐専門家による窓口相談、再生計画策定支援、モニタリング等を行う。

（参考：平成 24 年度補正予算（※）事業）

※平成 25 年 1 月 15 日（火）閣議決定

- ◎認定支援機関向け経営改善・事業再生研修事業（補助） 5.0 億円
認定支援機関^(注5)に対して、大手会計法人等による研修を実施し、事業再生・経営改善計画の策定能力の強化を行い、中小企業・小規模事業者の事業再生・経営改善を促進する。

- ◎認定支援機関による経営改善計画策定支援（補助） 405.0 億円
中小企業・小規模事業者が行う経営改善計画の策定に対し、認定支援機関^(注5)が行う支援やフォローアップ費用について約 2 万社を対象として 200 万円程度を補助する（補助率 2/3）。

- ◎中小企業再生支援協議会の機能強化（補助） 40.5 億円
年 3,000 件程度の事業再生計画の策定支援を確実に実施できるよう、中小企業再生支援協議会の全国本部の人員の拡充等の機能強化を進める。

(5) 資金繰り支援

- 中小企業・小規模事業者の資金繰り支援 265.4 億円（269.7 億円）、財投の内数

公的金融・信用保証制度による中小企業・小規模事業者の資金繰り支援に必要な予算を確保する。

- 中小企業経営力強化資金融資事業 4.4 億円（新規）、財投の内数
認定支援機関^(注5)が、中小企業・小規模事業者に対して事業計画の策定支援や期中におけるフォローアップ等の経営支援を行う場合に、中小企業・小規模事業者に対して、貸出金利を引き下げる日本政策金融公庫の低利融資制度により、金融面だけでなく、経営状態を改善する取組を支援する。

- 中小企業経営力基盤支援事業（経営力強化保証制度） 2.0 億円（2.0 億円）
認定支援機関^(注5)が、中小企業・小規模事業者に対して事業計画の策定支援や期中におけるフォローアップ等の経営支援を行う場合に、中小企業・小規模事業者に対して、信用保証協会の保証料を減額し、金融面だけでなく、経営状態を改善する取組を支援する。

(参考：平成 24 年度補正予算 (※) 事業)

※平成 25 年 1 月 15 日 (火) 閣議決定

◎中小企業・小規模事業者の資金繰り支援 **2,893 億円**
(うち経済産業省計上 1,180 億円、財務省計上 1,713 億円)

経営支援とあわせた公的金融・信用保証による資金繰り支援を実施し、中小企業・小規模事業者の再生・経営改善等の取組を推進しながら、中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期す。

・セーフティネット貸付の創設等 **1,407 億円**

経営環境の変化等により一時的に業況が悪化している中小企業・小規模事業者の経営改善を支援するため、認定支援機関^(注 5)等による経営支援を前提としたセーフティネット貸付の創設等。

・資本性劣後ローンの拡充 **986 億円**

新事業展開・事業再生に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、リスクの高い長期 (7 年・10 年・15 年)・一括償還の資金 (資本性資金^(注 6)) を供給し、財務基盤を強化することで、民間からの協調融資を呼び込み、中小企業・小規模事業者の資金繰りを安定化。

(注 6) 資本性資金とは、法的倒産手続きの開始決定がなされた場合に、全ての債務に劣後する融資であり、金融庁の金融機関向け検査では「自己資本」とみなすことができる。

・借換保証の推進 **500 億円**

認定支援機関^(注 5)の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に保証料を減免する経営力強化保証など、複数の借入債務を一本化し返済負担の軽減を図る借換保証を推進し、中小企業・小規模事業者の資金繰りを安定化。

(6) 消費税引き上げに伴う転嫁対策

○消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業 19.8 億円（新規）

中小企業・小規模事業者が消費税を円滑に転嫁できるよう、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための法的措置や、消費税転嫁に係る下請代金支払遅延等防止法の違反行為等に関する情報収集及び調査を行うため、時限的に人員を拡大するなど、監視・検査体制を強化する。

○消費税転嫁対策普及事業 2.0 億円（新規）

消費税率の二段階にわたる引上げや制度変更の円滑な実施のため、中小企業団体等と連携して、パンフレット等の配布による周知を行う。

(参考：平成 24 年度補正予算 (※) 事業)

※平成 25 年 1 月 15 日（火）閣議決定

◎消費税転嫁対策窓口相談等事業（補助） 42.1 億円

消費税率の二段階にわたる引上げや制度変更の円滑な実施のため、中小企業団体等が行う講習会、2,300 カ所の相談窓口の設置やパンフレット等による周知などに対して補助する。

2. 被災中小企業・小規模事業者の復旧・復興支援

○中小企業・小規模事業者の資金繰り支援<復興>

530.0 億円 (315.0 億円)

「東日本大震災復興特別貸付」等の平成 25 年度における継続実施等、中小企業・小規模事業者資金繰り支援策を実施する。

○中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（グループ補助金）<復興>

250.1 億円 (499.7 億円)

東日本大震災により甚大な被害を受けた津波浸水地域又は警戒区域等であって、特に復興が遅れている地域を対象に、中小企業等グループが復興事業計画に基づき、必要な施設の復旧等を行う場合に、国が 1/2、県が 1/4 を補助する。また、地域の商業機能回復のニーズに応えるため、共同店舗の新設や街区の再配置などを事業対象に加える。

○仮設工場・仮設店舗等の整備<復興>

30.0 億円 (50.0 億円)

被災地において、中小企業・小規模事業者等が早期に事業を再開できるよう、数十箇所程度に中小企業基盤整備機構が仮設店舗や仮設工場等を設営し、自治体を通じて事業者が無償で貸し出しを行う。

○中小企業再生支援協議会事業（産業復興相談センター）<復興>

31.3 億円 (新規)

被災事業者の二重債務問題に対応するため、6 つのセンターにおいて被災事業者からの相談を受け付け、相談者の状況に応じて、再生計画の策定支援や「産業復興機構」に対して債権の買取要請等を実施する。

○中小企業移動販売支援事業<復興>

3.0 億円 (3.0 億円)

中小企業・小規模事業者の販売先確保や早期の事業再開等を支援するため、中小企業・小規模事業者に移動販売車両(軽トラック)の貸出を行うことにより、中小企業・小規模事業者が行う仮設住宅や各種イベント等での販売を支援する。